

芝浦工業大学発ベンチャー登録制度のご案内

2026 年 4 月、新たに「芝浦工業大学発ベンチャー登録制度」を開始しました。

本制度は、芝浦工業大学で創出された研究成果や技術、学生や教職員のアイデアを広く社会に還元し、新産業の創出と社会課題の解決に貢献するスタートアップ企業(大学発ベンチャー)を支援・育成することを目的としています。

本学に関連する有望なベンチャー企業を正式に登録することで、大学と企業の連携を深め、事業のさらなる成長を後押しすることを目指します。

制度概要

対象企業	以下の要件のいずれかに該当する者が籍を有する「大学発ベンチャー企業(※)」 ● 本学に在籍している教職員又は本学退職後5年以内の教職員 ● 本学に在籍している学生又は本学卒業生
支援内容 (恩典)	登録された企業には、主に以下の支援が提供されます ● 「芝浦工業大学登録ベンチャー」の称号付与 ● 芝浦工業大学登録ベンチャーのロゴ使用 ● 大学公式ホームページや広報誌等への掲載 ● 経営相談・支援、情報提供
支援期間 (登録期間)	1度での支援期間は最長3年間です。 継続して支援を希望される場合には、改めて申請書類をご提出ください。 (なお、更新回数は2回までとなります。)
申請書類	①大学発ベンチャー登録申請書(HP 掲載) ②法人概要(HP 掲載) ③誓約書(HP 掲載) ④履歴事項全部証明書
申請方法	下記 HP より申請書をダウンロードのうえ、必要書類と合わせて 問い合わせ先アドレスまで mail にてご送付ください。 https://www.shibaura-it.ac.jp/research/industry/boice.html



※本制度では、下記表に該当する企業を「大学発ベンチャー企業」として定義します。
(④～⑥においては、何らかの「新規性」、「挑戦性」を有するものとし、既にある事業の起業や個人事務所の開業は含みません。)

①研究成果ベンチャー	大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたベンチャー。
②共同研究ベンチャー	創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立 5 年以内に大学と共同研究等を行ったベンチャー。(設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む)
③技術移転ベンチャー	既存事業を維持・発展させるため、設立 5 年以内に大学から技術移転等を受けたベンチャー。(設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む)
④学生ベンチャー	大学と深い関連のある学生ベンチャー。現役の学生が関係する(した)もの。
⑤教職員等ベンチャー	大学と深い関連のある教職員等(教職員・研究職員・ポスドク)ベンチャー。
⑥関連ベンチャー	大学からの出資がある等その他、大学と深い関連のあるベンチャー。



お問い合わせ

担当部署名: 芝浦工業大学

研究推進部オープンイノベーション推進課

E-mail: info-boice@ow.shibaura-it.ac.jp